

第3回 府中市緑の基本計画検討協議会 議事録

日 時：平成30年3月28日(水) 14:00～16:30

場 所：府中市役所北庁舎3階第2委員会室

出席者：(敬称略)

協議会委員(8名) 佐藤留美、千賀裕太郎、松村良夫
片山美智子、山田義夫、田中善雄
葛西利武、小岩井雅人

事務局(3名) 角倉課長、後藤課長補佐、曾田技術職員

欠席委員(敬称略)：2名 後藤瑞穂、三浦眞二郎

議事 開会

1 議題

(1) 緑の保全及び緑化の目標の検討について

2 その他

資料

1 次第

2 資料1：緑の基本計画について

3 資料2：府中市の緑の現状と課題

会 議 録

< 1 : 議題 >

「議題 1 : 緑の保全及び緑化の目標の検討について」

事務局より資料内容を説明

委 員： 1 ページ目ですが、市民アンケート調査についてと書いてありますが、いつ行った市民アンケートでしょうか。また、市民の声が多くありましたと書いてありますが、多かったとはだいたいどのくらいのことを指しているのでしょうか。

事務局： 市民アンケートは、第 1 回検討協議会でご報告致しましたとおり、昨年の 7 月 4 日から 19 日までに、無作為抽出の市民 2,000 人を対象に行いました。その結果を参考に今回の改定の方針を考えております。市民アンケートの中で多くの声が上がったことについてこのような記述をさせていただきました。

委 員： 多くあったのには間違いはないと思いますが、具体的にはどの程度の回答割合の場合、多くあったとしているか気になりました。あと、市民緑地認定制度の実現を視野にいれるとありますが、市民緑地というのはどういうどのような場所なのですか。

事務局： お手元の資料の 2 ページをご覧ください。市民緑地認定制度の注意書きを記載しております。すべてものが認定が出来るというものではございません。ある程度まとまった空間で、大きなマンションであるとか工場なんかを建てるときに公園を設置することがございます。そうしたものは今までですと、それはマンションの公園でした。それを一般的に広く公開していただくことによって市民緑地という中に置き換えることができますよとか、あるいはもう少し広めの空間、空き地があってそこをたとえば運営を NPO さんがやられるとかあると思います。そうしたところの民地を使った中の公園、緑地もそれも公園の一部としてみる事ができますよというような制度が新たに今回法律の中に出来ている。この制度に載せることによって、形式的な制限とかいろいろ出てくるところもあると思いますが、これを使うことによって

税金が少し安くなったりいろいろなことがあります。この制度を使うことによって民地やマンションを持っている方々含めてメリットもあるというような制度でございます。

これまでも東京都の中でもこれに似た制度を立ち上げ運用してきました。東京都さんの方ですと東京都の内部だけで運用してきたところもありました。なかなか広がりがなかったところなのですが、今回法律改正ということで全国的に展開してきたところでございます。したがって、我々もいろいろ情報仕入れているところなのですが、新しく法律が変わったということもございませぬので、メニュー出しをきちっとしていきましょうとお考えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

委員： これを材料に使うといいことあるということですね、わかりました。あと15ページの公民連携手法。公民連携手法というのはいわゆる府中市と民間の人たちが一緒に共同して仕事しようとするということですね。たとえば電力事業とか供給事業とかそういうものも含めて、広い土地があればそこをどうやったら府中が儲かるかというようなことも公民連携手法とかそういうのも入るのですか。たとえば電力事業とか物を売るとか。

事務局： いくつか手法がございませぬ。今小岩井委員さんが言われた中の公民連携の中の取り組みとしまして15ページの下に印が4つほどございませぬ。これまでも指定管理者という制度があったところございませぬ。そういったものが、たとえばPFI事業であるとかPPPとかそういった事業であるとか、あるいは包括的に民間事業者さんの方に委託をして管理をお願いするというような事業も今後できるようなものになっています。また今回の法律改正の中でひとつ目玉というほどではないのですが、これまでも官でもなく民でもなくという中で包括的にいろいろ取り組みができるようなまちづくり会社とか、こういったものはありましたけれども、こういったまちづくり会社というところが公園の運営を出来るというようなことが、今回のメニューでも示されたところございませぬ。実は他市や都立公園の中ではすでにそういった事業を展開して、イベントを始めとしたいろいろな取り組みがされて

いるところでございます。近隣の自治体でございますと、西東京市さんや八王子市さん、町田市さんがそういったことに取り組みられています。従いまして今後は、やはり民間の力をお借りしながら、私ども市だと偏ったというわけではないのですけれど硬いところもございませので、そういったところを民間の活動力、知恵をご活用させていただきながら公園の管理・運営を担っていただけるような制度でございます。

委員： 今問題になりました2ページの市民緑地制度の件なのですが、確認のためにお伺いしますが、私のマンションに提供公園というのがあって、尚且つ前の道路を、マンションをちょっとだけひっこめているのですがそうことですよ。この制度は。

事務局： はい。

委員： 10年前に建てられたマンションなのですがそのころからあるのでしょうか。

事務局： 今、委員がおっしゃったとおりです。そういったところの自主管理、マンションなんかで作っていただいた公園も公園の一部として認めましょうという制度です。一方で公園として位置付けることとなりますので、すぐにはないと思いますが、マンションを建て替えるとか先々の事に対してその土地の利用、たとえば他の土地に利用したいなというようなこともあろうかと思えます。そういった時に若干制限が出てきてしまいますので、具体的な運用に関しましては東京都さんと協議させていただいているところもございませ。次回以降、新たな情報が入ってまいりましたらお知らせをしていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

委員： これは私のマンションに限らずこの辺歩くと結構あるんですね。注意して見ていると結構あるんですね。

委員： 10ページの借地に整備した公園。借地の公園があるということですね。借地というのは民間の人から借りてる公園があるということですか。公有地化を含めて書いてありますが、具体的に言うとどのような感じになるのですか。公有地化って。買うということですか。

事務局： 実は府中市の場合ですと、全部とは言いませんが多くが民間から土地をお借りして公園を建設しております。特に府中崖線と緑地のところにはまだまだお借りをして崖線を守って運用している所もございます。そのままにしておきますと家が建ってしまったりですとか、あるいは、崖線眺めが良いですのでマンション建てたりとかということがございますので、保全の意味も含め、お借りをしています。引き続き府中市の崖線歴史的にもいろいろございますので、こちらは将来的にもきちっと確保しておきたいなと考えています。また、北西部であるとか、そういったところでは公園としてお借りをしているところもかなりございます。そうしたところにつきましてもやはり地主様がいらっしゃいますけれど、個別にご協議をしながら府中市としては必要な公園でございますので、私有の財産から府中市の財産へというところで働きかけをしていきたいと思っております。

委員： たとえば将来的に、マンションとか大きい建物の上に農業やるとかちょっとした公園作るという状況があると思っております。そういうものも公園として、していけたらいいと思うのですがどうでしょうか。

事務局： 都内なんかですと、アークヒルズであるとかそういったところですが、渋谷にもありますが、建物の上に公園があったりします。立体公園ということで公園としての位置づけに出来るというような制度も実はもう出来ております。使うか使わないかなどありますが、法律上も含めてメニュー出しは全部出来上がってきております。今後、機会がありましたら、制度活用も出来るのではないかと考えております。

委員： 1ページですが、取り組み状況の一番下に多摩川由来の崖線を保全する協議会への参加というのがございます。これは崖線の緑が抜けています。多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会だと思っておりますが、私

もシンポジウムには3回ぐらい参加しています。各市が担当でやっていて、府中市が次の担当市ということで中心になっているのですが、そのシンポジウムじゃなくて保全する協議会への参加なのですか。これはもともと参加しているのではないですか。

事務局： おっしゃるとおりでございます。府中市を含みます、多摩川沿線の8市と東京都で多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会というのを立ち上げております。そうした中で当初は東京都さんであるとかそういったところから補助金をいただきながらウォーキング大会等々を募集したり、啓発活動あるいは崖線のガイドラインを作りながら崖線の保全活動をしていきたいと思いますということで取り組みを進めているところでございます。崖線協議会自体は今でも活動をしております。実は平成30年度は府中市が幹事市となります。どんな取り組みをしていくのかということもありますので、ぜひ本協議会においても、その時にはお力添えをいただければと思います。

委員： そうすると、シンポジウムもまた再開するということでしょうか。

事務局： 最初始めたころから、平成22、3年ぐらいからなのですが、そこから4、5回開催したところまでは東京都さん含めて補助金ということでシンポジウム開催費等でガイドライン作成費などをいただき、それで実施してきたところでございます。その後やはり、東京都さんのほうから予算が付かないということがございまして、そこから何年かはシンポジウムまでは開催はしていないところでございます。しがしながら、年度が替わるといってもございますけれども、今後、先ほど申した通り府中市が幹事市という形になりますので、やはり当初、一番最初は府中市が引っ張っていたところもございます。どんな形にしていくのかということもありますが、その辺はまだいろいろシンポジウムになるのか何になるのかまだわかりませんが、検討させていただいて、また協議会のほうにもご報告させていただければと思います。

委員： 大変結構なことです。私もこういう活動に入った時に最初にこれ行ったんですよ。非常に良かった。ぜひまたシンポジウム等の開催をお

願いたいと思います。

委員： 私の方からですが、他の自治体のこういった計画作りにも携わっています。どこでも問題になるのがいろんな課題が出ますが、じゃあそれをだれが担っていくのかということところです。市民との協働や民間の協働ということはどこでも書いています。やっていこうというような方向性がありますが、じゃあだれがそれをうまくつないでいくのか。格になってコーディネートして調整をしてやっていく役割をとるのか。行政の中でやっていくということもあると思いますが、第三者機関じゃないですが、もう一つそういう機能が必要なのかなというふうに思っています。

具体的には中間支援のこういった機能をもつ団体であるとかいったところ。たとえば普及啓発をしていく市民に緑の関わりを持ってもらおうとか。今回のケヤキ並木のシンボリックな緑の保全というところもそうなのですが、府中市民の方々にそれを伝えて内外の方にもそれを伝えていくという普及啓発とかです。

あといろんな緑の活動に参加してもらおうという情報提供です。あとは制度、今回かなり大きく法改正がありました。緑については非常に追い風になっていると思います。ただその法制度があっただけでは誰も使いません。地権者の方々と事業者の方々がこれを知って波及していただくような形で情報提供が非常に必要だと思います。

そして人材育成。次の世代に伝えていくための教育が非常に必要になってくると思っております。山田さんは、そういった小学校とか中学校とかなり連携してやられておられます。そういう学校との連携もそうですが、またボランティアで関わって下さるような若い方からリタイアした方々、たくさんのポテンシャルがあると思います。それを救い上げていかなくはいけないと思っております。大きくは3つの機能、普及啓発、情報提供、人材育成といったような機能をもつものがないと緑の基本計画をいくら作っても、絵に描いてむしろ終わってしまいます。三鷹市などは花と緑のまち三鷹創造協会という中間支援組織を作っていて非常にいい役割をされています。ただ東京の中にはまだまだ少なく、他に有名なところだと、世田谷トラストまちづくり、世田谷区の間接支援組織や、練馬区の緑のまちづくりセン

ターなのですが、そういったような機能をもつものが府中市にも必要かなと思っております。大きな課題なのですけれど、施策の方にうまく盛込めればいいのかないかなというふうに私の方では思っております。

委員： 今のことなのですが、うちの近くにも公園があってそこではグランドゴルフというのをやっています。グランドゴルフをやる時には平らで地面が出ていないといけないのでみなさん一生懸命落葉を掃いてくれています。落葉を掃いてくれています、その落葉を片付けるわけではなくグランドゴルフをするために落葉を掃いているんです。それで終わればまた落葉が戻ってきてしまいます、次の日になると。その繰り返しです。片付ける人は片付ける。グランドゴルフやる人はグランドゴルフやる。目的がはっきりしています。なのでグランドゴルフやりながら片付ける人はいないんです。今のお話なのですが、公園ひとつ利用するのにもう一步踏み込んだことを考えたりできないかなと私も思っております。

あと、今は日本人を対象に教育しないとイケないと思っておりますが、やっぱり外国人とか。なかなか難しいと思っておりますが、そういうところと連携して出来ないでしょうか。あと外国人からみた日本の公園ってどうなんだとか。自分たちじゃ限界があります。お年寄りやグランドゴルフがやりたくて公園に来ます。別に掃除をしたくてくるわけではありません。そういう人たちに余った人生のなかで掃除をしるといっての無理だと思います。ただそこでどうしたらいいか、今みたいにそういう人を担っていくにはどうしたらいいかという公園管理も含めて。うちの近くの公園は小さいからいいですけど大きな公園だと本当にちゃんと考えないとイケないと思っております。

委員： すごくもったいないことになっていたりしていますね。

委員： 犬の散歩はするけど糞は拾わないとか。散歩をしにきたから糞を拾う必要ないと。極端な話そういうことです。その人は散歩するのが目的なのです。糞を拾うのはだれか他の人が東京都がやると思っているのではないですか。

委員： 私たちも都立公園の管理でわんちゃんの問題いろいろありますが、そういった人はほんの一握りです。ほとんどの人がマナー内です。今マナーキャンペーンというのをやっております。そういったことで良い飼い主さんというかマナーのいい飼い主さんが増えてくると、マナーの悪い方が来にくくなるということもあります。そういうことをやるにしてもたぶん行政だけでは出来なくて、先ほど書いてあった指定管理者なのか中間支援なのか。民間の力が入ってくるとまた広がりがあると思います。

委員： ついでなのですが、吠える犬というのは罰則はあるのでしょうか。

委員： 直接は聞いたことありませんが、ありますか。

事務局： 実は環境系のなかで騒音というひとつのキーワードがございます。これは言っているのかわからないのですが、幼稚園やなんかで小さいお子さんたちが大きい声とか高い声を出してこれを騒音の規制の中ではそういうのはあります。何ホーン、何デシベル超えると、というのは細かく決まってはいるところはございます。ただそれを杓子定規にいろいろなところに当てはめていきますとなかなか厳しくなってしまうところもあります。確かに公園の大小はあるかと思えます。大きな公園ですと真ん中でわんちゃんが大きな声出したり、お子さんたちが遊んでいて大きな声出してもほとんど周辺に影響がまずないです。ところが住宅街の比較的小さな 500 m²とか 1000 m²くらいの公園になってしまいますと周りの方に家々が建っております。そういったところで今回のケースでございますと、たとえばサッカーとかやっているときはまだいいのですが、声を出し始めてしまうというか。あるいは花火とか。いろいろなことの中でうるさいという話があることもあります。市の公園では小さなものもありますので、そういった場所ではちょっと注意してねということはあるところがございます。

委員： ありがとうございます。先ほどの私からの指摘について、事務局よりありますか。

事務局： 管理の方法というなかで、市が独自でやっていくというのはいろいろな規制を含めた中で厳しいところがございます。今後我々が緑の基本計画を作っていく、先ほど佐藤副会長が言われたように絵に描いておしまいにならないようにするには、そこに民間の方々の力であるとか、あるいは府中市には、先ほど小岩井委員さん言われたように外国人のお話があった中で外語大さんであるとか、緑に特化した中では農工大さんであるとか、今日千賀先生に来ていただきましたけれども。

また、高校レベルでございますと都立農業高校さんを抱えております。そういったところと連携をしながら、先ほどお話していた中間支援、そういったところに移行していくのがいいのかなと思います。そのやり方はさまざまなパターンがあるかと思えます。先進的なことをやっている公園、そういったところにいろいろお話を聞いたりしていきたいなと思っております。実はこの後、小岩井委員さんからそういったところのご紹介があるかと思えますのでそちらでまたお話が出てくると思えます。我々が進めている中に農業公園とういものがございます。農業公園を進めていこうとしますと現実的にノウハウも含め農業委員会さんと我々だけでやっていくわけにはいかないのかなと思っております。

先日、国立市さんのほうでやっているボランティアの取り組み、そういったものも実は我々職員で行っているいろいろお話を伺ってまいりました。そういった結果や状況については、随時、検討委員会さんの方にご報告していければなと思っております。他には、千賀先生がいろいろ大学でやられている新水路であるとか計画の取り組みを進めてきた中で、今現在も通年通水ということで新田川とかそういったところに通年通水始めているところがございます。実は、南町小学校ですとか矢崎小学校の生徒さんが教育という場面で先生と一緒に来ていただいてザリガニとか生態調査をやって学習をされています。環境とかフィールドを作っていくと変わってきます。

また、農業公園を進めていくにあたってはそのあと食育に進んでいくと思っております。そういったところのメニュー出しなども考えていきますと本来おかしいのかもかもしれませんけれども、我々市の職員だけではなかなか厳しいところもあります。そこは民間の方のいろいろな知恵を拝借しながら新しいフィールド作り、枠組みを検討してい

きたいなと思います。

委員：先ほど中間支援の機能が3つと申し上げましたがもうひとつありました。緑のことで悩んだときに相談が出来る機能が必要だなと思っております。1つがそういったところ、2つ目が普及啓発・情報提供、3つ目が人材育成、この3つかなと思っております。

もう1つよろしいでしょうか。1ページ目のところからいくつかあるのですが、ケヤキ並木は非常にシンボルになっていて市民にはもちろん知られてはいるんですけど、もう少し市民の関わりを作っていくというところを課題のところ書き込めないかなと思っております。市民の方々に関心を持ってもらうというところが必要かなと思っております。

あととが重複しているのですが、市民に親しまれている樹木・樹林の保全というところですね。そこでいう樹木・樹林というのは公園ではなくて、民有緑地にあたるんですね。もう1つのほうはまさに民有地における緑の保全・創出というところですね。民有地の緑というと企業の事業所の話になってしまっているんですけど、屋敷林とか農地の話は後ろでもう少し出てくるのですが、農地とかそういったところは外せないんですね。そういった屋敷林を持っている方の悩みを、私の方でよく聞いています。そういう方々のサポートをしていく。今、民有緑地の作り方というのはどこにも相談できなくて、ハウスメーカーとかそういったところが来て切り刻まれていってしまうんですね。皆さんそういうところを辛いなと思われると思います。そうではなくて緑を残す、土地活用方策についてのアドバイスとか、具体的な整備活動というのをもっと地権者の方にわかりやすく伝えていくことが必要だと思います。そのあたりを課題の方に盛り込められればいいかなと思っています。今ある既存の緑がどんなものなのかというところですね。東京の都市整備局では、東京の緑を守る将来会議という団体をセブンイレブンと一緒に運営しております。民有緑地に積極的に力を入れております。そういったところと連携を取ることができればなと思っております。

それから4ページの、まちかどの緑の創出。公共施設の緑の保全に関わってくるのですが、公共花壇とかそういったところもあるので

すけれども、今たとえば先進事例でいいますと世田谷トラストまちづくりさんがやっているような民有地の花壇をオープンガーデンとして整備していくとか。また三鷹市さんでやっている公共花壇をコミュニティガーデンとして整備して市民の環境を促進していくとか。そういったところについてもう少し突っ込んだ具体的な関わり方が出てくるといいかなと思っております。おもしろい政策としては、三軒で花の道作りみたいなことを世田谷さんはやっていて、隣近所に声をかけてみんなでやろうよと言って自分のところの玄関のまわりをキレイにしていくというような取組みが非常に効果がある。花いっぱい運動とかでお花を配って皆さん植えましょうとって自治会さんとか子供たちが、今もやってらっしゃるところあると思いますが、今こういったことをやっていくのが難しくなってきた中でまた別のそういったところも考えていかなきゃいけないのかなと思っております。制度活用の話もありますけれども、やはり制度の使いやすさとか、使われる制度にしていくための取組みを、どのようにしていくかも課題になってくると思っております。 (1) は都市の魅力を高める緑としての課題で7ページ目からは環境保全上の課題というところになっております。多様な生き物の生息を考慮した緑の保全・再生というところからこれはまさに環境保全の話になってくると思っております。減少が続く農地の保全・活用、 なんですが、これは環境保全だけではなくて事務局のほうからもお話があった国立市の事例などは今ある農地のほうでやってらっしゃるんですけれど、子どもたちの教育とかいろいろなコミュニティを作っていくとかそういった活動をしていらっしゃいます。農地については環境だけではないような枠組みでプラスしていただけるといいかなと思っております。戻って7ページの多様な生物の話の中では、あと5ページの水と緑のネットワークの形成がありますが、その水と緑のネットワークと多様な生き物の生息を考慮、まさに同じことになっていると思うんですね。そのあたりの重複というのをきちんとしていただかないとバラバラになってしまうと思っております。9ページの(3) から余暇活動の場としての緑の問題。ここがかなり加筆されて公園のスタイルというのが市民に使われるというのに変わっていて、これは都市公園法が昨年変わりました。公園は使われなくては駄目だと国交省の大きな掛け声でどんどん変わってきていると思うんですよ

ね。市民からの意見を受け取っていくとかそういったことも非常に必要になってくると思うんです。市民ニーズに適應するというのも課題の方にもあるんですけど、市民がこうしたいああしたいということを受け入れていけるような仕組みというのが必要かなと思っております。私たちも公園を管理している中であったらいいなを作る公園プロジェクトというのをやっております。こんなことやりたい、あんなことやりたい、という声を受け取って企画し、実現していくのですがそういった公園にしていけるような制度というのが必要だと思いますので、プラスしていただけるといいなと思っております。

委員： あったらいいなということになるんですけど、たまたまうちの近くの公園に待機児童が裏で二人で遊んでいたんです。砂場で。そこに保育園の子供が大量に来て先生も一緒に連れて来るんですけど、その子供たちと同じような歳の子なんです。片方は二人で遊んでいて片方は20人くらいで遊んでいるんです。ただお互いに口をきかないんです。やっぱり可哀想だと思って、これなんかあったらいいんじゃないですけど、待機児童もいられる公園のスペースがあったいいなと思いましたね。可哀想になっちゃって。一緒に出来ないんですね。お互いに口をきかないんです。自分の事がわかっているんだと思いましたね。自分の立場というのが。

委員： 何か繋いであげるとか場を作ってあげないとなかなか難しいですよ。ありがとうございます。あと、14ページからなのですが、協働の課題というところになってきてしまうんですけど、今まさに協働の課題は大きいなと思っております。今、それぞれの団体さんが一生懸命活動されているんですけど、そういったところをネットワークしていくとか、お互いにサポートしていくとか、情報を提供する人材を育成していくとか。まさに中間支援というのはこういった協働促進が必須だと思っておりますので、課題のなかで書いていく必要があります。各公園で市民の方々が自分たちで活動できるような環境作り、マッチングをしていくとかそういうようなことも必要になってくると思います。これは の民間事業者との協働とまったく同じで、そういったコーディネートしていくことが必要で、ニューヨークなどでは今民間の地権者が持っている、たとえばマンハッタンの公園でどうし

ようもなかった公園が蘇って、ものすごい人気になっているんですね。それは犯罪もすごくあったところが、年に1件あるかないかくらいに変わっています。それは周りの民間の企業さんがお金を出し合っ
てかつ、その公園を管理する団体まで立ち上げてやってらっしゃいます。そういった思い切った政策というのにも必要になってくるのかな
と思っておりますのでもう少しここも加筆、もう少しいろいろな書き
方があるかなと。それこそ小さいとこですと、街路樹の下に花壇、花
を植えるとかですとか今までは市民ががんばって一生懸命やってとい
うのがあったと思うんですが周りの事業者さんとかお店がサポートし
ていくというのは、ニューヨークではもう始まっていて街路は花だら
けなんですね。ああいうふうになったらいいなという思いがありま
す。だいたい今思いつくところはそれくらいなんですが、今日は課題
整理というところで最初のところなんですが、ここできちっと課題出
しがないと各政策が進んでいかないと思いますのでもう少し時間をか
けつつ決めていけるといいかなと思っています。

会 長： 私が気が付いていて申し上げたいことは、環境保全の項目の中で歴
史的な視点や記述の踏込が足りないかなと思います。特に古代の歴史
です。最初の1ページ目もそうなのですが、大國魂神社が凄い、とい
うことより前に、縄文時代それから弥生時代、府中市では日本でも早
い時期におそらく水田農業を始めた地域であろうと思います。特に崖
線のすぐ下の小さな水路があります。ああいうところで日本が初めて
稲作を始めてきた。全国的に同じようなかんじです。あまりそれに今
まで日があたってこなかったんじゃないかなと思います。稲作にとっ
ては非常に大事な地域で歴史が古いんだ、そして弥生の遺跡がある。
場合によっては縄文もあるのでしょうかけれど、日本で早い時期に水田
があったという記述は非常に大事ではないかなと思います。今水田と
いうと大きな平地を思い浮かべる人が多いわけですが、昔は細いあま
り人間の手が入らなくてもいいようなところに常に水が流れていて、
細かく水田にしていた。まさにここがそうなんだという記述がもう
少しあるといいと思います。それは1ページ目とおそらく7ページ目
もそうだと思います。

委員： 記述がありますが小さいですね。

会長： そうなんです。記述が少し小さい。

事務局： たしかにおっしゃる通りでございます。府中市になんで国司が出来たりですか、なんで府中市に古墳がいっぱいあるのかというところが過去を紐解いていきますと、今言われたように縄文弥生の時から崖線の上に人がまず住み付き、湧水がある用水の流れがあるというところに人が広がっていき、そこに田畑が広がっていくということで非常に古い歴史を持っている土地柄でございます。したがって崖線の上など家を建てる時などに調査をしますとまず間違いなく遺跡が縄文弥生の時の遺跡が出てまいります。そういったところもありますし崖線の先ほどお話しいただいたような湧水であるとか流れもございません。そのすぐ隣には田園が広がっているというところもございません。こういったところが具体的に保全という活動をしていくというところも非常に有意義で価値があると思っておりますので、そういったところの記述を足したいと思っております。

委員： 総合的な話をしていただきましてありがとうございました。またちょっと個別の話、2点ほど質問でございます。5ページなのですが、まず1点目は用水路の通年通水ですね。これは7年間くらい活動していたのですが、上流の主に工事で通水が止まるんですよ。その都度、公園緑地課さんに対応していただいています。なかなかそれがいまだに改善されていない。つい何日か前も、1週間か10日くらい水流れしていない状態だったと思います。工事はしょうがないのでそこまでは言えませんが、何かそういうホットラインですかそういうものを設置頂くとか、何かもう少しやってほしいと思います。 今日、私がお渡ししました資料の中に、湧き水祭りの資料があります。そういうお祭りのときに、もし水が止まったら終わりなんです。祭りはやれないんです。尚且つ昨年、公園緑地課さんならびに市民の方々の長年の努力でホタルが復活しました。自然のホタルです。10年ぐらい前には商店街のほうから養殖したホタルを放しました。たまたま五小の小学生がみつけて写真まで取っていたので私が会報のニュースに載せていま

す。そういう状況なので非常に環境は改善されています。それでまたパタッと水を止めてしまうとホテルも寄り付かなくなると、こういう恐れがございます。色々とがんばって頂いていますが、もうひと押ししていただきたいと思います。

もう1点は透水性舗装です。これは、私は府中に来て初めて見たのですが、都内にいたときは普通の舗装だけだと思ったのですが、道を歩いていて突然茶色っぽい道で何かなと思いました。あれが透水性舗装なんだと。あれは大変素晴らしいことだなと思います。やはり樹木の通水の対策、洪水などがあります。これを具体的にもっと増やす計画とかはございますか。この2点でございます。

事務局： ご質問の通年通水でございますけれども、市民の方々からご意見いただいております。当初は9月の半ばから5月の半ばまで冬季の期間は田んぼを使わないというのもありまして、水を多摩川の取水側を止めたと同時に水が止まっているという状態がございました。しかしながら過去紐解けば府中市の中の府中用水も含めて通年過去はずっと流れている状況もございました。多摩川上水の関係もあるのでなかなか多摩川からの取水というのは厳しい状況がございます。今委員がおっしゃったように上流側の国立市さんのほうに用水組合の方々と一緒をお願いをしてみいました。国立市さんのほうに流れております矢川、ママ下湧水、谷保天神の湧水などを全部ミックスでブレンドさせていただきますと、そこそこ水量があります。これを矢川のところを起点に新田川の系統と今お話しいただきました西府崖線のところの水路を昔で言う市川というところがございます。こちらのほうに府中用水含めて流しはじめているところがございます。そこそこの水路がございますので、本日朝見てまいりました。新田川についてはしっかりと流れてきているところがございます。ところが矢川から今おっしゃるヤクルトの研究所を通過して国立インター府中崖線にいたるところについてはなかなか国立市さんの水路の整備が追い付いてないところがございます。秋から冬にかけて中で毎年改良工事を進めているところがございます。府中市のほうからもいろいろお願いをしにいったところ国立側も今後水を有効に使っていかうということでございました。そういったところに護岸工事であるとかそういったところの改修

工事を今進めていただいているところでございます。したがいましてここはもうしばらく、今の工事の状況からするとあと何回かご迷惑おかけすることがあるかと思えます。国立市さんがもともと多摩川に捨てていた水を冬の間も全部流してくれているということになってございます。しっかり我々の方も国立市さんと定期的に協議する場面を作りながら、確保していきたいと思えます。

また、実は流せば流すほど農家の方々にもいろいろ影響が出てくる場所もございまして。したがいまして流す経路についても調査しながら、実はもう一段階、我々が今進めて新田川と西府崖線のところだけになってしまいますけれど、雑田堀にもなんとか通年で流そうと計画をしております。流せば流すほど農家の方々にご迷惑かける所もございまして、ご協議させていただきながら経路を決めて、流せるところは流していきたいと思えます。

事務局： 今委員から道路舗装の件についてご質問がありました。まずは湧水とか自然環境の循環ということから関しましても、雨水をしっかりと大地に反してあげるといことがとても大切なこととございまして。これにおきましては環境のことだけでなく災害時の治水という意味で多摩川の水位の急激な上昇を抑えるといった災害の防止の観点もございまして。この中で市としましても雨水浸透計画に関しまして大規模な開発、それから道路の築造ですとか下水道の整備にあたっては出来る限りに大地に水を反していこうというところとございまして。そのひとつとしまして透水性舗装と今葛西委員からのご指摘のところとございまして、市が管理するような狭い道それほど交通量の少ない道については大地にそのまま水を浸み込ませるといことと進めております。

しかしながら、透水性舗装というのは実は道路の管理上はあまり強度がないということと轍が出来やすいですとか、滞留といってアスファルトが粒状になってポロポロ取れてくるということもございまして。そんな中また次の新しい制度としまして保水性舗装、アスファルトの中に水を一時的に蓄える。日が照ってきますと蓄えた水が太陽の熱によって蒸発するということの中でこういった揮発熱というのでしょうか、そういった環境的にはヒートアイランドの防止にもなるのではないかと。ということの中で保水性舗装の取り組みも東京都の新しい都市

計画道路、また市の一部の道路につきましても取り組みがはじまったところでございます。そのあたりも検証しながら、どのくらいの効果があるのかということを考えていきたいと思っております。またそういったところがなくても道路の排水升のなかのドレーンや、透水性能を保有した排水升を採用するなど、目に見えないところにおきましても水を大地に反すと取り組みについては進めているところでございます。そういったところがうまくできれば、湧き水ですとか水と緑の循環に関しては心配要素が少し減ってくるのかなと認識しているところでございます。

委員： 自分の担当の関係で用水のことなのですが、通年通水と出てますよね。これは水道水と先ほどの用水ですよね。それから西府用水はもう一本用水があります。これが完全に多摩川からポンプアップなものですから、その水田を使う時期ということで5月の頭から9月の20日くらいまでやっています。その時になったらこの西府用水、私の家も西府用水のすぐ隣なのですが、ほとんど今コンクリートになってしまっています。私が子供のころはありませんでした。すぐそこに用水があっというんな生き物がいたのですけれど、今は完全に直角でコンクリートがつけられていますのでまずない。それから小堀っていう田んぼへ行く小さな堀があります。これが今市街化の関係もあって現状使われてないものが相当あります。時々近所を見ているとこれはたぶん用水路だろうなというのが今は何もなく、1m50cmくらいのところで田んぼですと入ってて途中からなくなってしまうというのが結構あります。こういったものについても何か活用できないかなというのが一つあります。それと先ほどの生産緑地のことなのですが、ここに今回の改正ということで、生産緑地が指定されてから30年経過するということが出てきます。これについてもいろいろなところと同じように農地が減るといえるのは、後継者が一番の問題です。相続が一番ですけど相続で後継者がいなければそこでどうしようもないというパターンが相当数出てきたと思います。それについても何か書いていけたら、これは農業委員会も絡んできているのでしょうけれど、うまくその辺の後継者の育成、といったところも一つの課題としてあるのかなと感じています。

事務局： まず護岸のところでございますけれども治水ということが過去、我々が優先してきたところもございます。護岸の工事をしたり、あるいは緑道遊歩道ということでそこに大きなカルバートを置いてそれを遊歩道なんかに使っているところもございます。しかしながら近年環境問題とか自然の課題が出てきた中では、逆に我々は、日野市さんであるとか国立市さんの整備を手本に護岸のところにもう少し改良を加える。先ほどお話ありました第五小学校さんのところの西府崖線のところは土羽を利用したりとか、あるいは雑田堀のピアトープを作ったところも荒木田の土羽をつかわせていただいてコンクリートで固めるということはないというような方法を取りつつあります。点で存在するところもございますので今後使えるようなところは積極的に護岸のところを整備して土羽をもう少しなんとかしよう、そうした取り組みをしたいと考えております。次に生産緑地の関係でございますけれども実はこの生産緑地、農地があることによってさきほどの崖線ですとか湧水というのが効いてくるところでございます。これが浸透施設にもなっておりますのでこれがなくなってしまうと湧水も含めた土地利用の話が崩れまいます。そういったところも十分農業委員会さんと連携して、今後、引き続き農地を残す工夫を取組んでいきたいところでございます。なお、ひとつの切り口としまして、今回農業公園の設置にチャレンジをしてみたいと思います。いろいろお知恵を拝借していきたいなと思っております。

委員： 今回の計画を作り上げたときにどのように施策を推進するかというのを、もう少し具体的に出されてはいかかと思えます。前回の計画を見ていましたら、あれはこういうふうにします、これはこうしますという、やりますということだけで具体的にどういうふうにするというところまで踏み込んでないんですね。たぶんこの計画のあとそういう仕組みづくりをしておけばもう少し具体的に計画が進むのではないかと思います。是非そこまで踏み込んでやっていただければよろしいかなと思えます。

事務局： 今回の法律改正の目玉のひとつなのですが、今まではなかったのですが公園の活性化を目的とした協議会の設置が出来るということが、

実はメニューの中に入っております。協議会の設立も視野に入れて、十分検討させて頂き、事後評価含めた制度の進捗状況も含めて、ご検討させていただければと思います。

委員： 地域コミュニティの場としての公園であってほしいというのはありません。最近、早朝に浅間山で散歩していた方が脳内出血で倒れてそれを近くを通った方が発見して通報してくれました。その方、実は浅間山自然保護会のメンバーの一人です。たまたまスマホを持ってなかったものですから救急の要請ができませんでした。そうしたら通りがかった人がいて、その人に救急をお願いして助かることができました。その電話をした方ですが、確認したところ、浅間山にたまたま来られている方でした。そういうことで、その公園へ行くと誰かがいる、繋がりがあるという、来る人のコミュニティというか地域のコミュニティとしての公園であるといいなと感じます。他にも、中学校の生徒会が主体になって浅間山で奉仕活動してくれました。それが250人くらい来るんですよ。本当にかんりのことが出来ます。これは学校の先生がやれということではなくて集めたり生徒たち引っ張っていくのはみんな生徒会長。学校ではそれを定例化してずっとうちの伝統にするのだというところまで盛り上がっています。これは我々としてもこういう芽を摘むことはできませんのでお願いしています。小学校では浅間山班というのが組織されておりまして、春と秋に全山清掃を行っています。これを中心となってやっておりますのがPTAです。ですからこういう関係が出来上がっていますので、地域に根付いたものをどんどん広げられればいいかなと思います。それから今考えておりますのは、もう少し波及して学校の中での自然をもう少し増やす活動をしてもらうとか、あるいは何か一つ養殖するとかそういうことをやればいいかなと思います。そういうことも含めた公園作り。ただ公園を管理するということではなくてそこから波及していろいろなものが生まれれば結果的には良い方向に結びついてくるのではないかと思います。そういったところの仕組み作りなどを仕向けて地域にも根付いた活動といますか、逆に言うと地域に還元するといった意味でそれをやっています。そういう仕組みは作れないかなと思います。このようなところも考慮して入れていただければいい計画になってくるのではないかと

と思いますのでちょっと頭の隅にでも入れておいてください。

事務局： 今いただきましたご教授は大変重要なことと考えております。いろいろなほかの公園を見に行った中ではその辺の取り組みというのが我々に抜けているのかなというところはございます。そういうところも参考にさせていただきながら今委員から言っていたところもしっかりご検討させていただきたいと思います。

会長： 先ほど松村委員から用水路の管理についてお話がありました。今農水省でかなりいい補助金が出てきています。やっぱり全国的に水路の管理が大変になってきています。それに対して市民も管理に関わってやる場合には格段の補助をだそうと。そういうものまさに使えるのではないかなという気がします。ですから協議会作りということが必要になってくるかもしれませんが、そういった農水省とも連携しながら是非入れていただいたらよろしいかと思います。かなり有力な手法になってくると思います。

事務局： 今の補助金仕組みとかできれば後程詳細教えていただければと思います。よろしく願います。

委員： 現況・課題に関しまして他にありますか。特に無いようでしたら、改定方針に移らせて頂きます。

委員： ではまずは、私から。先ほどお話した内容とかぶるところもありますが、緑地の所が農地についてはかなり書かれています。改定の基本的な考え方のところ、それから18ページの農地、保全・活用、農地を地域の貴重な緑として再認識とあります。もう一つ屋敷林に残っていたり、農地を持っているかたはセットで緑地や雑木林お持ちになってます。それが一番無くなりやすい緑だと思っております。そのところの記述をもう少ししていただければと思っております。市民緑地制度も出来て、屋敷林であるとかそういうところも指定されていく可能性が出てきました。そのところの記述を足していただきたいなと思っております。あと人材育成とか教育の視点です。そのところが

ぼろっと抜けているかなという感じがしております。そのところも必要なことだと思っています。

続いて、生物多様性地域戦略を策定とありますが、生物多様性がこの中でも見えてこないなという気がしました。そのところも生物多様性地域戦略の要として始めていければと思っておりますので記載をお願いしたいなと思います。最後 19 ページ 人的・経済的資源の有効活用の中に協働とかそういったことがギュッと詰まって記載されていますので分けて書いていただいてもいいかなと思います。市民活動のネットワークを作っているとか市民活動の促進していこうとか民間事業者との連携というのがもうちょっと細やかに書いていただいてもいいのかなというふうに思っております。

事務局： 今ご意見いただいたところについては事務局のほうで再度加除させて頂ければと思います。特に今お話しいただきました 19 ページのところにつきましてはもうちょっと細分化をしたなかで詳細を振り分けさせていただければと思います。また先ほどお話いただきました生物多様性地域戦略や人材育成、先ほどから各委員様からのご意見いただいているところがございますので、その点については記述をもう少し加えさせていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

委員： 18 ページの のところの、府中らしさを感じられる緑を最良な状態で次代に引き継ぐというところなのですが、枯死や倒木と、ほんの一部の木のことしか書かれていないなと思っております。他の植栽もありますので、もう少し膨らませて書いていただきたいと思います。あと、千賀先生もおっしゃっていた歴史の視点というのもこのあたりに入ってくると思いますので加えていただければと思います。

委員： 府中の森芸術劇場にヤマモモが植えてありますけどあれは実がないから植えてるのですか。

委員： そんなことはないと思います。生ってる木もあります。そういう指定はありません。

委員： ヤマモモの木は切っちゃいけないって、私の中では天然記念物になっているんですよ。けどそこは実が生ってないから、実が生らないから植えているのかなと。

委員： 別に指定はなかったです。

事務局： ヤマモモはオスとメスがありまして植えるときにはオスかメスかわからないんですよ。4年から5年して実が生った時に初めてこの木はメスだったんだというところがあります。植えたときも実の生るか生らないかといのもかなり大きくなるとわからない。実が生らない木を植えたというよりはオスだったと推測します。

委員： 他に何かありますか。無ければ、小岩井委員が事務局と公園の視察に行かれましたため、その報告をお願いしたいと思います。

委員より公園視察の報告

2 その他

事務局より事務連絡

質疑ともになし

会長： 今日はどうもありがとうございました。

一同： ありがとうございました。

3 閉会

以上